

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定

日本国政府及びクウェート国政府は、

日本国及びクウェート国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与するものとなるこ

とを希望し、

この協定が両締約国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (1) 企業及び企業の支店
- (2) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (3) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (4) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (5) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (6) 無体の資産（例えば、知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、

集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及びノウハウその他の開示されていない情報に関する権利を含む。）及びのれん）

(7) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、試掘、採掘及び抽出のための権利を含む。）

(8) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(1) 締約国政府

(2) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(3) 締約国の企業

- (c) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。
- (d) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (e) 「区域」とは、
- (1) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (2) クウェート国については、クウェート国の領域をいい、クウェート国の領海の外側に位置する区域であつて、クウェート国が主権的権利又は管轄権を行使することができる区域として、国際法に従い、クウェート国の法令により指定したもの又は今後指定することがあるものを含む。
- (f) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

3 1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

第三条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与え

る。

2 1の規定は、一方の締約国が、第三国との間での相互主義に基づき、又は第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、当該第三国の投資家に与える租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第四条 一般的待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売

を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - (1) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合
 - (2) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合
- (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(k) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(1) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、1(g)から(1)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第七条 留保及び例外

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの

(b) 締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三

条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においては実施の後でできる限り速やかに）、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確保することを目的として他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条、第三条及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあ
るいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置につ
いても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつ
て、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なも
のとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、他方
の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報（一方の締約国が投資に関して締結する契約に関

連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条 収用

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化

又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続及び第四条の規定に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した利子であって市場において決定される商業的な利率によるものを含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十六条の規定の適用を妨げない。

第十二条 損失又は損害についての補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する外交上の経路を通じた協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、六箇月以内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁裁判所に決定のため付託する。仲裁裁判所は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁人及びこのようにして選定された二人の仲裁人が裁判長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁人の三人の仲裁人から成る。この場合において、第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁人が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁人を

任命するよう要請する。

4 国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由により3の任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行うよう要請される。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行うよう要請される。

5 仲裁裁判所は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、この協定及び関係する国際法の規則に従って行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

6 各締約国は、自国が選定した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。裁判長に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両締約国が均等に負担する。もっとも、仲裁裁判所は、自己の裁量により、両締約国のうちいずれか一方が当該他の費用のより多くの部分又は全てを負担するよう指示することができる。仲裁裁判所は、仲裁手続に係る他の全ての事項について決定する。

第十六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつ

て、当該投資家又は一方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から三箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、IC

S I D 条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、I C S I D 条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決

定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従ってその請求を取り下げるときに限り、4に規定する調停又は仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する調停又は仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

9 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

10 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

11 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作

成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

12 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

13 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

14 紛争締約国は、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、紛争投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を受領した旨又は将来受領する旨を主張することはできない。

第十七条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施

することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができ。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(1) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(2) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の

保護

(3) 安全

- (d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (1) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置
 - (2) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
 - (e) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置
 - (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
- 2 一方の締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。
- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
 - (b) 当該措置に係る義務又は条項
 - (c) 当該措置の法的根拠
 - (d) 当該措置の簡潔な説明
 - (e) 当該措置をとる目的

第十八条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

- 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十九条 信用秩序の維持のための措置

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十条 知的財産権

- 1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適當

な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十一条 租税

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

第二十二条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第七条 1 の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第七条 2 の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国政府の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会及び 5 の規定により設置する小委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十三条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適當でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十四条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十五条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十七条 有効期間及び終了

1 この協定は、この協定の効力発生の後三十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に二十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に

解決されている請求については、適用しない。

6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十八条 改正

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

山根隆治

クウェート国政府のために

ジャーラッラー

附属書 I 第七条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七条 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
- (b) 第三条（最恵国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1 に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 措置。 「措置」 には、 留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。 「措置」 の事項に記載する措置は、 (1)この協定の効力発生の日に改正され、 継続され、 又は更新されている措置をいい、 また、 (2)当該措置の権限に基づき及び当該措置に合致して採用され、 又は維持される全ての従属する措置を含む。

(f) 概要。 「概要」 には、 留保の対象となる現行の措置が 1 に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、 当該留保に関する全ての事項を考慮する。 留保は、 当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。 「措置」 は、 他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、 「J S I C」とは、 総務省が作成し、 二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	分野 小分野 産業分類	農林水産業（植物育成者権） J S I C 〇一一九 その他の耕種農業
---	-------------------	--

留保の種類	措置概要	
J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービス業		
J S I C 〇四一三 藻類養殖業		
J S I C 〇四一五 種苗養殖業		
内国民待遇（第二条）		
最恵国待遇（第三条）		
種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条		
	日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。	(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合
		(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のU P O V条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
		(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件に

	二	三
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
よる保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとす

五	四	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	
情報通信業	情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	る外国投資家について適用する。

六		
小分野	産業分類	
電気通信業及びインターネット付随サービス業		
J S I C 三七一	地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）	
J S I C 三七二	長距離電気通信業	
J S I C 三七九	その他の固定電気通信業	
J S I C 三七二	移動電気通信業	
J S I C 四〇一	インターネット付随サービス業	
注 J S I C 三七一、三七二、三七九、三七二又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。		
内国民待遇（第二条）		
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条		
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条		
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。		
小分野	産業分類	留保の種類
製造業		
医薬品製造業		
J S I C 一六五三	生物学的製剤製造業	
内国民待遇（第二条）		
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条		

	七
概要	分野 小分野 産業分類
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	製造業 皮革及び皮革製品製造業 J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業 J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業 J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業

八				
留保の種類	措置	概要	留保の種類	分野 小分野 産業分類
J S I C 三二五三 運動用具製造業 注1 J S I C 一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。				船舶の国籍に関する事項
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。				

九	十
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類
鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一七四 舗装材料製造業 J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五三三 石油卸売業 J S I C 六〇五 ガソリンスタンド J S I C 六〇五 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）

	十一
留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類
J S I C 九二九九 他に分類されない他の事業サービス業 注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。） J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。） J S I C 〇四 水産養殖業

十三	十二	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	留保の種類 措置 概要
運輸業	警備業 J S I C 九二三一 警備業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	J S I C 六三二四 農業協同組合 J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

小分野	産業分類	留保の種類	措置	概要
航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行うお うとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請 する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可

	十四
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2 (a) から (c) までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2 (d) に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

十五	
分野 小分野 産業分類	概要
運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

	十六
留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで

	十七
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）

十八		概要
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	概要
概要	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする	1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

	十九	二十
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類
外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業

	二十一	二十二
留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野
J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。	運輸業 水運業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。	上水道業

	小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	

附属書Ⅱ 第七条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
 - (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一			
分野	小分野	産業分類	留保の種類
全ての分野			
内国民待遇（第二条）			
特定措置の履行要求の禁止（第六条）			

	二
概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) クウェート国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) クウェート国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

三	四
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、クウェート国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五	六
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を

七				
分野	小分野	産業分類	留保の種類	概要
漁業	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	J S I C 〇三一 海面漁業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。
		J S I C 〇三二 内水面漁業		(a) 水産資源の採取を伴わない調査
		J S I C 〇四一 海面養殖業		(b) 集魚
		J S I C 〇四二 内水面養殖業		
		J S I C 八〇九三 遊漁船業		

八		
分野 小分野 産業分類	留保の種類	現行の措置
情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	(c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

	九	十
	分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条、第百十六条、第百二十五条、第百五十九条及び第百六十一条	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保

現行の措置	険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

クウェート国の表

一	二
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
石油・ガス業 原油及び天然ガスの生産 内国民待遇（第二条） 原油及び天然ガスの探査及び採掘の許可は、外国投資家には与えられない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	製造業 石油精製業 内国民待遇（第二条） 石油精製業の許可は、外国投資家には与えられない。

	三	四
現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	情報の制作及び流通に関する事項 新聞業その他出版業 内国民待遇（第二条） 外国投資家は、クウェート国において、新聞及び雑誌を発行し、及び配布すること並びに出版業を営むことができない。外国投資家は、クウェートの会社であつて、新聞及び雑誌を発行し、及び配布するもの並びに出版業を営むものに投資することができない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	土地の取得及び所有に関する事項 内国民待遇（第二条） 外国人又は外国の法人は、クウェート国内において土地を取得し、又は所有することができない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条

五		二千三年閣議決定第一〇〇六／一号
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	不動産業 不動産取引業 内国民待遇（第二条） 外国投資家は、不動産の取引を行うクウェートの会社の株式の過半数を保有することができない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	